

住居表示板調査

住居表示を適切に行うため調査員が表示板の欠落等を調査し、無料で取り付けます。

調査地区

忠海東町一丁目～五丁目

調査期間

9月～令和3年2月

問い合わせ

市民課市民係

☎ 22-7734

竹原都市計画 変更案の縦覧

二窓地区の埋立事業により新たに生じた土地について、用途地域および臨港地区の変更（追加指定）を行うため、変更案の縦覧を行います。

縦覧期間

9月16日(水)～30日(水)

8時30分～17時15分

※土・日・祝祭日の閉庁日を除く

縦覧場所

都市整備課都市計画係

意見書の提出

変更案について意見のある人は意見書を提出することができます。様式は任意です。

提出締切日 9月30日(水)

※当日の消印有効

提出先・問い合わせ

都市整備課都市計画係

☎ 22-7749

(〒725-8666 住所不要)

国勢調査を 実施します

10月1日を基準日として、令和2年国勢調査を実施します。この調査は、日本に居住する全ての人及び世帯を対象として5年ごとに実施しています。

9月14日(月)から30日(水)にかけて調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布しますので、10月7日(水)までにご回答をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、調査員による調査の説明はインターホン越しに行い、調査書類は郵便受けなどに入れて配布します。対面での説明が必要となる場合は、一定の距離を保ちつつ簡潔に行います。調査への回答は、できる限りインターネット回答又は郵送にご協力ください。

※調査票に記入していただいた内容は、統計以外の目的で使用することはありません。

※国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください。

問い合わせ

総務課行政係

☎ 22-7719



◀総務省統計局
イメージ
キャラクター
「みらいちゃん」



竹原市役所

〒725-8666

竹原市中央五丁目1番35号

<https://www.city.takehara.lg.jp/>

ピクトグラムを 採用しています

ピクトグラムとは、記事の内容を簡潔に分かりやすくするための「絵単語」と呼ばれるものです。以下はピクトグラムの使用例です。

 一般的なお知らせなど

 募集に関するお知らせなど

 子育てに関するお知らせなど

人のうごき

(住民基本台帳登録者数)

人口 24,789人

男 11,855人

女 12,934人

12,281世帯

1年前 25,260人

5年前 27,407人

－7月31日現在－

会員募集中



シルバー人材センターでは原則60歳以上働く意欲のある方を募集しています。

毎月1回センター会議室にて入会説明会を開催しています。



家事援助・草刈り・墓掃除などもご相談ください。

公益社団法人 竹原市シルバー人材センター

〒725-0026 竹原市中央四丁目7番71号

TEL (0846)22-3331 FAX (0846)23-0145

ひだい法律事務所

広島弁護士会所属 弁護士 干鯛 潤

お困りの方はお気軽にご相談下さい

三原駅より徒歩3分

TEL:0848-38-1303

三原市城町1丁目7-8 啓幸ビル4階

9/20(日)～26(土)は 動物愛護週間です

●ペットもあなたの家族です

楽しく快適にペットと暮らすため、次の点に注意しましょう。

- ①ペットのフンは必ず持ち帰るなど、飼い主の責任で処理しましょう。
- ②首輪を必ず付け、名札をつけるなど飼い主が分かるようにしましょう。
- ③飼い犬にはリードを必ず付け、放し飼いは絶対にやめましょう。
- ④動物は自分で繁殖をコントロールできません。避妊や去勢措置を行いましょう。疾病予防や発情期の心身ストレスの軽減効果もあり、鳴き声やケンカも少なくなります。
- ⑤ペットが病気になったり、高齢化した場合の介護にも責任を持ちましょう。
- ⑥ペットを捨てることは犯罪です。ペットは飼い主を選べません。愛情と責任をもって飼いましょう。

●野良犬・野良猫等にエサをあげるのは止めましょう

野犬等にエサをあげたり、ペットのエサの食べ残しを片付けなかったりすると、野良犬・野良猫等が集まり、地域に居つく場合があります。

飼うつもりはないのに、安易にえさをあげることは、野良犬・野良猫を繁殖させることになり、かえって不幸な命を生むことにつながります。

地域の安全と衛生環境を保ち不幸な命を生まないためにご協力ください。

問い合わせ

市民課生活環境係

☎ 22-2279



日常生活用具等給付 補装具費等支給

●日常生活用具等給付

電気式たん吸引器や特殊マットなどの日常生活用具等の給付を行っています。

対象

- ①身体障害者手帳の交付を受けている重度身体障害児(者)
 - ②療育手帳の交付を受けている重度知的障害児(者)
 - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度精神障害児(者)
 - ④難病患者等(対象疾患についてはお問い合わせください。)
- ※障害等級や障害名など、その他の要件があります。

●補装具費等の支給

車椅子、補聴器等の用具の購入や修理をする際に、補装具費の支給を行っています。

対象

- ①身体障害者手帳の交付を受けている人
 - ②難病患者等(対象疾患についてはお問い合わせください。)
- ※種目によっては、身体障害者更生相談所の判定が必要です。また、18歳未満の場合は、指定育成医療機関等の医師の意見書が必要です。

自己負担

原則給付および支給算出額の1割負担

※低所得の人には軽減措置あり

申請方法

申請書(健康福祉課備え付け)に記入し、身体障害者手帳または難病患者等であると確認できるもの(特定医療費(指定難病)受給者証など)、印かんを持って健康福祉課障害福祉係へ。

問い合わせ

健康福祉課障害福祉係

☎ 22-7743

母子手帳アプリ「たけっこ ダイアリー」配信開始

アプリでできること

- 妊娠中の記録や子どもの成長記録(乳幼児健康診査)や予防接種の接種歴、スケジュールが管理できます。
- 誕生日と実際の接種日に応じて、次の予防接種の予定日を自動的に算出し、接種する日が近づくとプッシュ通知でお知らせします。
- 妊産婦や乳幼児を対象にした教室や子育てに関する情報をタイムリーにお届けします。
- 市内の医療機関、こども園・保育所、子育て支援センター等の施設も検索できます。
- 成長記録と一緒に、楽しみながら日々の思い出を家族で共有することができます。

登録方法

- ①スマートフォン、パソコン、タブレットなどに、母子手帳アプリ「母子モ」をダウンロードしてください。
- ②郵便番号を竹原市内に設定すると、タイトルが「たけっこダイアリー」に自動で切り替わります。
- ③プロフィールに、胎児や子どもに関する情報を入力してください。

問い合わせ

保健センター

☎ 22-7157



▲アプリは
こちらから

① NET119緊急通報システム運用開始

東広島市消防局は、9月1日(火)から、電話で119番通報ができない人を対象に『NET119緊急通報システム』の運用を始めました。

このシステムは、音声を用いることなくお手持ちの携帯電話やスマートフォンなどを利用して簡単な操作で119番通報をすることができます。

対象

市内在住、在勤、在学の聴覚・言語障害者

※ご利用には事前登録が必要です。利用条件や、登録方法は、東広島市消防局ホームページをご覧ください。

※NET119緊急通報システムの利用料金は無料です。ただし、スマートフォン等の通信料金(パケット代)はご利用者の負担となります。

問い合わせ

東広島市消防局指令課

☎082-422-0119

FAX 082-423-8243

健康福祉課障害福祉係

☎22-7743

FAX 23-0140



◀詳しくは
こちらから

募 下水道排水設備工事責任技術者試験

公共下水道排水設備指定工事店の指定を受けるには、資格が必要です。

日時

11月29日(日)

12時45分～15時

場所

広島市、福山市、三次市

受付期間

9月10日(木)～10月1日(木)

申込方法

所定の願書(下水道課に備え付け)に必要な事項を記入のうえ、下水道課庶務係へ。

問い合わせ

下水道課庶務係

☎22-7751

募 応急手当講習

子どもの病気やケガで不安に思うことはありませんか?大切な命を守るため、小児の応急手当を学びましょう!

日時

10月15日(木)

10時～13時

場所 竹原消防署2階大会議室

内容 普通救命講習Ⅲ

募集人数 20人程度(先着順)

申込期限 10月14日(水)

申し込み・問い合わせ

竹原消防署救急係

☎23-0119

① 秋の全国交通安全運動

子どもと高齢者が被害者となる交通事故が多発しています。思いやりのある運転を心がけましょう。

運動の重点について

- ①子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- ②高齢運転者等の安全運転の励行
- ③夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

9月30日(水)は交通事故死ゼロを目指す日です。

今一度、家族みんなで交通安全と命の大切さについて話し合い、交通死亡事故の防止に努めましょう

問い合わせ

危機管理課

☎22-2283

① 9/24(木)～30(水)は結核予防週間です

結核は1日に46人の新しい患者が発生し、6人が命を落としている重大な感染症です。

一般的な結核の症状は、2週間以上続く咳や痰です。しかし、特にお年寄りには倦怠感が続いたり、急に痩せて体調を崩したりした場合も結核の可能性があります。

今は効果的な治療薬があるため、結核は服薬を確実に行えば治る病気で、早期発見・早期治療が大切です。

年に1度は健診を受けるようにし、咳や痰が続くようなら、早めに受診しましょう。

問い合わせ

県西部東保健所保健課

☎082-422-6911

子育て世帯向け賃貸住宅入居者募集中!

子育て世代にやさしく、遊ばせながら交流できる中庭を完備し、中央公園にも隣接しています。見学も随時募集しています。お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ 都市整備課住宅建築係

☎22-7749



▲天窗付の明るいロフト

① 農地中間管理事業

農地中間管理事業は平成 26 年から始まった農地の貸し借りをを行う事業です。

農地中間管理機構（一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団）が農地の貸付を希望される「農地の出し手」と、農業経営の規模拡大を考えている「農地の受け手」をつなぐ役割を行います。

事業の申し込みは随時行っています。農地の貸し借りを希望される人はご活用ください。

※申し込み可能な農地には一定の要件があります。

問い合わせ

産業振興課農林水産振興係

☎ 2 2 - 7 7 4 5

① 国民年金収納業務の民間委託

日本年金機構では、国民年金保険料が納め忘れとなっている人に対して、電話や文書、戸別訪問による納付のご案内を民間事業者者に委託しています。

なお、委託事業者の訪問員が、現金をお預かりすることはありません。また、民間事業者の担当者が、手数料を要求すること、金融機関などで A T M 操作をお願いすること、キャッシュカードなどをお預かりすることもあります。

【竹原市管内の民間委託業者】

日立トリプルウィン・N T T 印刷共同企業体

問い合わせ

呉年金事務所

☎ 0 8 2 3 - 2 2 - 1 6 9 1

① 「竹原市景観 17 選」一般投票実施

「竹原市景観 17 選」写真の一般投票を次のとおり行います。

場所及び期間

①～③で順次移動

①竹原駅前商店街

9 月 18 日(金)～ 20 日(日)

②道の駅たけはら

9 月 21 日(月)～ 10 月 4 日(日)

③市役所玄関ロビー

10 月 5 日(月)～ 16 日(金)

※「竹原市景観 17 選」とは、市内の魅力的な景色や次世代に残したい風景などを 17 作品選定するものです。昨年度に写真募集を行い、199 作品のご応募がありました

※投票方法、時間、その他詳細は市ホームページをご覧ください。

問い合わせ

都市整備課都市計画係

☎ 2 2 - 7 7 4 9



◀ 詳しくはこちらから

① 住宅の耐震診断・耐震改修・土砂災害対策改修費用の補助

市では、災害による被害を少なくするため、耐震診断・耐震改修・土砂災害対策改修費用の一部を補助します。

補助制度	補助対象	補助金額
耐震診断補助	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された 2 階建て以下の戸建て住宅・併用住宅・長屋・共同住宅（木造に限る）	耐震診断費の 3 分の 2（上限 6 万円）
耐震改修補助	竹原市木造住宅耐震診断補助事業による耐震診断を受け、倒壊する可能性有と診断された住宅	耐震改修工事費の 2 分の 1（上限 60 万円）
土砂災害対策改修補助	土砂災害特別警戒区域内の住宅等を、土砂災害に対する構造基準に適合させる改修工事	工事費の 23%（上限 75 万 9 千円）

問い合わせ

都市整備課住宅建築係 ☎ 2 2 - 7 7 4 9

① 不法投棄は犯罪です！

決められた場所・方法以外で捨てられたごみに関する相談・苦情が多数寄せられています。

市では、市内各地に監視カメラを設置するなど、不法投棄防止に向けて対応の強化を図っています。地域で目を光らせ、不法投棄に関する情報提供にご協力ください。

問い合わせ

市民課生活環境係

☎ 2 2 - 2 2 7 9

家庭でガソリンなどの危険物を保管するときの注意事項

農業やレジャーで使用するために家庭で保管している、ガソリンなどの危険物の貯蔵や取り扱いは、消防法などで規制されています。

①指定数量

ガソリン、灯油・軽油などは、消防法上の危険物に該当し、指定数量が定められています。

②許可や届出が必要な量

指定数量以上を貯蔵する時や取り扱う時は、許可が必要です。家庭の場合、この指定数量以上の危険物の貯蔵や取り扱いの機会は少ないですが、指定数量の2分の1以上指定数量未満の量の危険物を貯蔵または取り扱う場合、条例に基づき、消防署に届出をしなければなりません。

③貯蔵・取り扱いの制限がかかる量

指定数量の5分の1以上の量の危険物を貯蔵または取り扱う時には、空地の確保や建築設備の制限などが必要となるので注意しましょう。

※品名が異なる危険物を同じ場所で貯蔵または取り扱う場合は、合算となります。

危険物の貯蔵や取り扱いの際には次のことに注意してください

- 火気の近くで使用しない。
 - 常に整理整頓し、不必要な物を置かない。
 - 漏れ、溢れ、飛散をさせない。
 - 容器は、性質に適合したもので、破損、腐食、裂け目がないこと。
 - 容器を転倒、落下、衝撃を加えるなど粗暴な扱いをしないこと。
 - 地震などにより、転倒、落下または落下物による衝撃を受けないこと。
- 危険物は取り扱いを誤ると、重大な災害を引き起こします。安全な生活、大切な命を守るために、正しく取り扱しましょう。

※手指消毒用アルコールの中には、危険物に該当するものもあるので、注意しましょう。

問い合わせ

東広島市消防局予防課

☎ 082-422-6341

▼危険物の指定数量など

危険物の例	①指定数量	②家庭の場合で届出が必要な量	③制限がかかる量
ガソリン	200 ℓ	100 ℓ以上 200 ℓ未満	40 ℓ以上
灯油・軽油	1,000 ℓ	500 ℓ以上 1,000 ℓ未満	200 ℓ以上
重油	2,000 ℓ	1,000 ℓ以上 2,000 ℓ未満	400 ℓ以上
アルコール類	400 ℓ	200 ℓ以上 400 ℓ未満	80 ℓ以上

自衛官採用試験

問い合わせ 自衛隊広島地方協力本部尾道出張所 ☎ 0848-22-6942

採用区分		受験資格	受付期間 (締切日必着)	試験日
防衛大学校学生	推薦	18歳以上21歳未満の人で高卒(見込含)または高専3年次修了(見込含)で成績に優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる人	～9/11(金)	1次試験: 9/26(土)、27(日)
	総合選抜	18歳以上21歳未満の人(自衛官は23歳未満)で高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)		1次試験: 9/26(土) 2次試験: 10/31(土) 11/1(日)
自衛官候補生	男女	18歳以上33歳未満の人(32歳の者は、採用予定月1日起算して3月に達する日の翌日の末日現在、33歳に達していない者) ※令和3年4月1日現在	9/28(月) ～10/27(火)	10/28(水)
一般曹候補生		18歳以上33歳未満の人(32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者) ※令和3年4月1日現在	～9/10(木)	1次試験: 9/19(土) (9/20(日)予備日) 2次試験: 10/9(金) ～10/14(水)

広島市農林水産振興センター研修制度受講募集

竹原市在住者又は広島市在住者であって竹原市内に農地を所有し帰農される人については、広島市農林水産振興センターで令和3年4月から1年間実施される次の研修制度を活用することができます。研修受講料は無料です。

●ふるさと帰農者

農家出身（農地を所有）で、農家として生産販売を行う人を対象に、1年間（週2日）野菜や花の基礎的な栽培方法習得を目的とした研修です。

日時 毎週月・水・金のいずれか2日間

9時～15時

※7・8月は6時30分～12時

●チャレンジ女性農業者

農家の女性で生産販売を行う人を対象に、1年間（週2日）野菜や花の基礎的な栽培方法や技術習得を目的とした研修です。

日時 毎週月・水・金のいずれか2日間

9時～12時

申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入し11月20日（金）（当日消印有効）までにお申し込みください。

申し込み・問い合わせ 広島市農林水産振興センター ☎082-842-4421

（広島市安佐北区深川八丁目30番12号）

産業振興課農林水産振興係 ☎22-7745

◆ごみの休日収集・振替収集のお知らせ

次の収集日に該当する地区は、休日収集または振替収集を行います。

◆もやせる物

9月21日（月） → 収集します

9月22日（火） → 収集します

◆もやせない物

9月22日（火） → 9月24日（木）

◆リサイクルする物

9月21日（月） → 9月18日（金）

◆粗大ごみ

9月21日（月） → 9月24日（木）

問い合わせ

市民課生活環境係

☎22-2279



納税についての相談

随時相談を受け付けていますので、お問い合わせください。

問い合わせ

【国税】竹原税務署 ☎22-0506（直通）

【県税】西部県税事務所東広島分室

☎082-422-6911（代表）

【市税】税務課収納係 ☎22-7732

納税相談 夜間窓口を開設

市税納税相談のため、夜間窓口を開設します。事前に連絡をしていただければ、税金に関する相談を受け付けますので、ご利用ください。

利用時間 平日の20時まで（要相談）

場所 税務課（市役所本庁舎1階）

問い合わせ 税務課収納係 ☎22-7732

家屋を新築・増築した人へのお知らせ

令和2年1月2日から令和3年1月1日の間に家屋を新築・増築した場合、令和3年度から固定資産税が課税されます。税務課職員（固定資産評価補助員証を提示します）が、評価額算出のため調査に伺いますので、都合のよい日時（土・日・祝日を除く）がありましたら、事前にご連絡ください。

また、家屋を取り壊された場合や、土地・家屋の利用状況に変更があった場合、法務局の建物登記簿に登記されていない家屋（未登記家屋）を所有権移転（売買・相続・贈与等）した場合には、その旨を届け出てください。

問い合わせ 税務課資産税係 ☎22-7732